

## 生駒産ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生駒市の農業振興を図る生駒産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様について、別紙に掲げる生駒産ロゴマークとする。

2 色彩は、原則として別紙に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、生駒市に帰属する。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、生駒市内に事業所を有する事業者に限定し、次の各号のいずれかの商品及び役務に該当しなければ表示してはならない。

(1) 生駒産農産物

(2) 生駒産農産物を原料にした加工食品や加工品

(3) 前の各号に該当するものを積極的に取り扱う飲食店、宿泊施設、販売店、福祉施設等

(4) 生駒産農産物のPR及びイメージアップに資するもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

(使用の許可)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生駒産ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び生駒産ロゴマーク申請者情報（様式第2号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 国又は地方公共団体がロゴマークの使用目的に沿った普及活動を行う場合

(2) 生駒市農業委員会が管理する農地台帳に記載がある農業者が使用する場合

(3) 生駒市が主催する「いこまレストラン」の協力飲食店が使用する場合

2 市長は、前項の申請書を受理したとき、その内容を審査し、適当と認められる場合には、生駒産ロゴマーク使用許可証（様式第3号）（以下「使用許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の使用許可証を交付する場合に、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

4 市長は、ロゴマークの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の情報を原則として市ホームページ等で公開するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、市長より許可された使用目的等を変更する場合は、速やかに生駒産ロゴ

マーク使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用許可証の交付日から1年が経過した後の年度末までとする。ただし、特段の申し出がない場合は1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

（使用の中止）

第8条 使用者はロゴマークの使用を中止する場合は、速やかに生駒産ロゴマーク使用中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用の権限）

第9条 使用者は、無償でロゴマークを使用できる権利を有する。

2 使用者は、他人にこの権利を譲渡することはできない。

（ロゴマークの表示方法）

第10条 ロゴマークは、次のとおり表示できるものとする。

(1) 第4条に規定する商品等を収容する容器又は包装紙等へのシール等での貼付表示、及び直接印刷表示

(2) 第4条に規定する商品等の販売場所・コーナー（直売所、生駒産コーナー等）、ホームページ等で行う広告宣伝のための掲載

(3) 第4条に規定する商品を使用した飲食店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ等で行う広告宣伝のための掲載

(4) 生駒産の普及啓発を積極的に行うためのポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ等で行う広告宣伝のための掲載

（使用許可の取り消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の許可を取り消すことができる。

(1) 生駒市の農業振興を図る趣旨が損なわれると認められるとき

(2) 使用者からの申請（変更）内容に虚偽があると認められるとき

(3) 法令もしくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき

(4) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき

(5) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき

(6) 使用方法が、生駒市のイメージを損なうおそれがあると認められるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用が不適當であると認められるとき

（事故及び苦情の処理）

第12条 ロゴマークを使用した商品等又は役務に係る事故並びに苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者の責任の下に適切に処理しなければならない。

- 2 使用者は事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する事故等及びロゴマークの使用に生じた一切の損害については、市長はその責を負わないものとする。

(調査及び報告)

第13条 市長は、ロゴマークの使用者に対し、必要と認められる場合は、その商品又は役務内容等を閲覧若しくは提出を求め、必要に応じ立ち入り等の調査又は指示をすることができるものとする。

- 2 ロゴマークの使用者は、市長から求められた場合には、速やかに生駒産ロゴマーク使用状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、市長が決定するものとする。

別紙) 生駒産ロゴマーク

